

盛岡市農山村地域公園条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、農山村地域公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 農山村地域におけるレクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健及び休養に資するとともに、市民の交流の促進を図るため、農山村地域公園を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市サクラパーク姫神	盛岡市日戸字姥懐36番地64

(開設期間)

**第3条** 農山村地域公園（以下「公園」という。）の開設期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公園にあっては、指定管理者。以下第6条まで、第8条第1項及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

**第4条** 公園は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休場することができる。

(禁止行為)

**第5条** 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(公園の使用)

**第6条** 公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上適当でないとき。

3 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。  
(行為の制限)

**第7条** 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (5) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。  
(許可の取消し等)

**第8条** 市長は、公園の管理上必要があると認めるとき又は第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により第6条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第6条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第6条第3項の条件に違反したとき。

2 市長は、公園の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第2項において準用する第6条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 前項第1号に該当するとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項において準用する第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第2項において準用する第6条第3項の条件に違反したとき。

(損害賠償)

**第9条** 公園を使用する者は、自己の責めに帰すべき理由により施設を汚損し、又は損傷したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第10条** 公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

**第11条** 公園の管理について、法第 244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

**第12条** 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第 244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

**第13条** 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

**第14条** 指定管理者の行う公園の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

**第15条** 公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。
- (3) 第6条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第8条第1項の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは公園からの退去を命ずること。
- (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (8) 施設の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

**第16条** 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第11条及び第12条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。